

# 議会だより

編集▼議会だより編集委員会

## 第1回朝霞市議会臨時会

### 平成27年度朝霞市一般会計補正予算などを審議

平成28年第1回朝霞市議会臨時会は、1月21日(木)に招集され、会期を1日と定め開かれました。この臨時会では、市長から3議案が提出され、慎重に審議した結果、いずれも原案のとおり可決しました。なお、議案審議結果は市ホームページに掲載しています。議案の件名と要旨は次のとおりです。

#### 議案第1号 平成27年度朝霞市一般会計補正予算(第3号)

職員などの人事異動等に伴う費別の補正を行うもので、歳入歳出総額の変更はありません。歳出は、議員報酬等、給料、職員手当等を減額し、下水道事業特別会計への繰入金、総務費を増額するものです。

原案可決(全会一致)

#### 議案第2号 平成27年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正額は、164万円の増額で、職員の人事異動に伴うものです。予算総額は20億2672万5千円になりました。

歳入は、繰入金を増額するものです。歳出は、下水道総務費を増額するものです。

原案可決(全会一致)

#### 議案第3号 指定管理者の指

定について(朝霞市障害者ふれあいセンター)  
朝霞市障害者ふれあいセンターの指定管理者として、朝霞市社会福祉協議会を指定するものです。

原案可決(全会一致)

### 議案審議

#### 議案第1号 平成27年度朝霞市一般会計補正予算(第3号)

#### 人事院勧告の反映の見直し

黒川滋議員 今回の補正予算

は、人事異動と退職者の賃金反映にかかる内容だが、例年同時期に反映される人事院勧告に伴う職員の給与等の改正が、国会が開かれなかったことから遅れています。

本市における人事院勧告の反映時期と、その際に確保しておくべき財源はどのくらい規模になるのでしょうか。

**総務部長** 給与法の改正の関係ですが、1月20日に給与法が成立したとマスコミ等情報を受けています。法律が成立したことから、予定では3月議会に人事院勧告の考え方を反映させた補正を上げたいと考えています。

人事院勧告の情報による影響額ですが、一般会計で3693万円、水道事業会計、下水道会計、全会計で3870万円を見込んでいます。

#### 議案第3号 指定管理者の指定について(朝霞市障害者ふれあいセンター)

#### 福祉避難所の開設について

石川啓子議員 仕様書には「福祉避難所の開設と協力」「食料の備蓄」とありますが、障害者ふれあいセンターでの

福祉避難所の開設、備蓄についてはどのように考えていますか。

災害時、高齢者や障がい者など特別な配慮を必要とする方たちを受け入れる福祉避難所の準備が急がれます。市としては市全体での福祉避難所の開設についてどのように考え、準備を進めていますか。

**福祉部長** 備蓄の関係ですが、2階の部分に備蓄用の倉庫を設け、福祉避難所の備蓄と、施設の利用者に対する備蓄を別々に保管する考え方で予定しています。

福祉避難所は3カ所あり、あさか向陽園、朝光苑、はあとびあの指定管理者と協定を結び、協定書に指定管理者が運営に当たるとしています。

福祉避難所については、発災後においても施設として、速やかに利用していた方を受け入れなければいけないという責務があります。一方では施設の運営、一方では福祉避難所を運営するのは、現実的に難しいのではないかと検討し、今回は場所を提供していただき、指定管理者として協力いただく形での協定を結ぼうと考えています。

それに合わせ以前から協定を結んでいる3施設についても、実効性のある福祉避難所にしていきたい考えがある中で、市全体の中で整理しなればいけないと考えています。

#### 内部通報及び利用者のクレーム処理について

**小山香議員** 今般、企業の産業廃棄物を横流しするなどの法令違反が、社会問題としてマスコミに大きく報道されている。こうした問題の発見・解決には、従業員の内部通報が重要である。朝霞市の内部通報制度の現状はいかがであるか。また利用者のクレームはどのように処理されるのか。  
**総務部長** 内部通報制度の実績ですが、平成24年度から現在まで実績、件数はありません。

**福祉部長** 内部通報制度の関係ですが、朝霞市の施設でするので設定されると考えています。

クレーム処理については、まずは施設内で受け、処理できなければ、運営している社会福祉協議会にも機関があるので、それもご利用いただけます。そこでも納得いただ

なければ、県の社会福祉協議会が設置しているところもご案内でき、3層的な構造になっています。

## 障がい者ふれあいセンターの指定管理について

**田辺淳議員** ふれあいセンターの指定管理者選定にあたっては、仕様書が昨年10月策定され、その後、(社会福祉協議会による)申請を受け、審査したとのこと。ところで、この仕様書にはモニタリングの実施について「自己評価を年2回実施し、結果を市に報告」すればよいことになっています。今後の福祉施設の運営においては、第三者的な評価は欠かせないはずですが、仕様書の変更も含めて、モニタリングについての踏み込んだ対応が必要ではありませんか？

**福祉部長** モニタリングに関して、現状では仕様書でもご指摘のあったとおり年2回の実施、それを評価します。市が実地に向き、そのモニタリングの内容を確認していくという方法です。これはほかの現状の指定管理の施設と同

じ方法です。

ただ、このモニタリングのほかに、市は指定管理者に対する監督、監査等ができることになっていますので、モニタリング等で問題が指摘され、または内部のモニタリングで報告の中で問題がなかったとしても、市がそれを確認する中で問題等があれば、当然、監督なり監査なりを行っていくということです。

### 議会の詳細は会議録で

市議会の審議内容を詳しくお知りになりたい方は、市政情報コーナー(市役所3階)のほか、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。市ホームページからもご覧いただけます。

(今回の会議録は、4月上旬に公開を予定しています)

問/議会総務課 ☎463-0549



## カラスの被害を防ぐために

問/環境推進課 ☎463-1504

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間を威嚇することがあります。カラスによる被害を未然に防ぐため、以下の対策をとりましょう。

### 《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする》

#### ①ごみの出し方に注意する

- ・収集日当日の午前8時30分までにごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫する。
- ・クリーンネット(資源リサイクル課で貸し出します)で、ごみがはみ出さないようにしっかり覆う。

#### ②食料を与えない

- ・庭やベランダに置くペットの餌を取られないように注意する(隙を狙って、カラスが横取りします!)

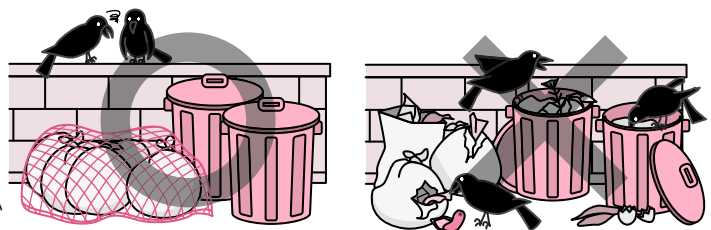
#### ③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない(鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります)。

#### ④巣を作る場所をなくす

- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせんでいする。
- ・巣を見つけたら、卵を産む前に取り払う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。

※カラスに限らず、**卵やひなのいる巣**は、鳥獣保護法により保護されており、むやみに壊すことは**禁止**されています。



### 《子育て中のカラスには近づかない》

- ・子育て中のカラスは、卵やひな、巣立ったばかりの子を守るため、激しく威嚇することがあります。
- ・カラスが危険な行動を見せたら、近くに巣やひながいる可能性があります。刺激しないようにその場を離れましょう。
- ・やむをえず通る場合は、帽子や傘で頭を守りましょう。

### カラスの危険な行動

小 ≡ 危険度 ≡ 大

